

屋根の点検商法に注意！

事例1

「道路工事の説明に来た」と自宅に来訪があった。公共工事の説明かと思い、玄関にでたら「お宅の屋根がずれている。無料で見てあげる」と言われ承諾した。その後、屋根の画像を見せられ「屋根が割れている。早く直さないと大変なことになる」と言われた。

事例2

「近くで屋根工事をしているが、お宅の屋根が見えた。ついでだから無料で見てあげる」と言われ承諾した。その後「あちこちにひびが入っている。火災保険を使えば無料で直せる」と言われた。

アドバイス

いわゆる点検商法と呼ばれる手口です。「水道水が汚染されているか無料で点検します」という事例や、「床下に白アリがないか無料で点検します」という事例など、住居や水回りの工事を勧誘する際によく使われます。

築年数が長くなると、あちこちに傷みが出てくるのは致し方ないことですが、「そろそろ直さないと」と気になっているところにやってくるのが点検商法です。おまけに無料と言われて「見てもらうだけならいいか」と気軽に承諾したものの、いざ傷んでいるとあおられると断りづらい、そんな心理を突いてきます。

また、火災保険を使えば無料で直せると安易に勧誘する事例も後を絶ちません。火災保険を契約していれば、天災による家屋の破損に対し、修繕費用として保険金が支払われますが、経時劣化による家屋の傷みについては保険金は支払われません。無料で直せると思って契約したのに保険金が支払われなかったという事例もあります。

点検の後に「このままでは大変なことになる」などと契約を急かされたとしても、その場で契約するのは避けましょう。契約金額が高額になる場合もありますので、複数社へ相見積もりをとり、担当者の対応、工事内容とその費用、工事後の保証等々を比較検討のうえ契約するようにしてください。

点検商法で契約した場合でも、契約から8日間はクーリング・オフが可能です。8日以内であれば、代金を払っていても工事が終わっていても、クーリング・オフできます。クーリング・オフすると、業者は代金を請求することができませんし、代金が支払われていた場合、これを返金する義務を負います。

判断に迷ったら消費生活相談室へご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)